4　経済産業大臣は、変更の承認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を変更申請者に交付するものとする。

5　経済産業大臣は、変更の承認をしたときは、様式第二十三により、当該変更の承認について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の承認の日付

二　変更の承認に係る公募対象半導体

三　選定事業者の氏名又は名称

四　変更後の選定実施計画の概要

6　経済産業大臣は、変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

7　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画について変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、第五項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（選定実施計画の軽微な変更）

第五十五条　法第六十六条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　選定事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、選定実施計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2　前項に規定する選定実施計画の軽微な変更を行った選定事業者は、法第六十六条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十四によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（選定実施計画の変更の指示）

第五十六条　経済産業大臣は、法第六十七条第二項の規定により選定実施計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該変更の指示を受ける選定事業者に交付するものとする。

（新設）

（新設）

（選定の取消し）

第五十七条　経済産業大臣は、法第六十七条第一項又は第二項の規定により選定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該選定が取り消される選定事業者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、選定を取り消したときは、様式第二十七により、当該選定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　選定の取消しの日付

二　選定の取消しに係る公募対象半導体

三　選定を取り消された事業者の氏名又は名称

3　経済産業大臣は、選定を取り消したときは、当該選定の取消しについて、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

4　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について選定の取消しをしたときは、当該選定の取消しについて、第二項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第五十八条　選定事業者は、選定実施計画の各事業年度の四半期ごとの実施の状況について、原則として当該四半期経過後三月以内に、様式第二十八により経済産業大臣に報告しなければならない。

（新設）

様式第二及び様式第四中「第９条第１項」を「第６条第１項」に改める。

様式第七中「第15条第１項」を「第12条第１項」、「第18条」を「第15条」に改める。

様式第十二及び様式第十四中「第29条第１項」を「第26条第１項」に改める。

様式第十六中「第31条」を「第28条」に改める。

様式第十七中「第32条第１項」を「第29条第１項」に改める。

様式第十八中「第31条」を「第28条」に、「第32条第１項」を「第29条第１項」に改め、同様式の次に次の十様式を加える。